

静岡中部地域サイクルツーリズム推進業務に関する仕様書

1 件名

令和元年度企企委第 10 号

しずおか中部連携中枢都市圏事業 静岡中部地域サイクルツーリズム推進業務

2 目的

静岡県中部地域の 5 市 2 町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）では、「しずおか中部連携中枢都市圏」を形成し、圏域の一体的発展を目指し、交流人口の拡大を図るため、様々な連携事業を展開している。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の静岡県開催を追い風として、県中部地域の魅力ある地域資源を活かしたサイクルツーリズムの推進をすることで、サイクリストの誘客を図り、交流人口の拡大に繋げる。

3 業務期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 24 日まで

4 履行場所

静岡市を含む静岡県中部地域の 5 市 2 町

5 業務内容

(1) サイクリングコース（「GOTO サイクルロード（仮称）」）の作成

- ① ロードバイクやクロスバイクで走行することを前提に、静岡県中部地域の 5 市 2 町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）を周遊するモデルコースを設定すること。
- ② モデルコースについては、5 市 2 町を周遊する 100 km 以上のコースと、海・山・街道をテーマとしたコースをそれぞれ 1 つ以上設定すること。
※コースの一部が重複することは認めるものとする。
- ③ 海・山・街道をテーマとしたコースについては、家族で回ることを想定したエリアを含めること。
- ④ 県外客及びインバウンドの誘客を図るため、駅・空港・港、観光スポット等を通過するコースとすること。
- ⑤ 自転車が安全に通行することができるコースを設定すること。

(2) サイクリングコースの検証

- ① 設定するコースは、サイクリングに精通するアドバイザー等とともに必ず試走し、所要時間や難易度の検証を行うこと。
- ② 検証結果をもとに、必要に応じてコース修正等の対応をすること。

(3) サイクルマップの作成

- ① サイクリストが手に取って出かけたくなる魅力的なマップ（デザイン、形状、内容等）を作成すること。
- ② サイクルマップとしての基本的な機能（観光スポット・バイシクルピット・レンタサイクル設置場所・自転車屋・トイレ・休憩所等）を備えるものとする。
- ③ 必要に応じて、観光スポットやバイシクルピット等の情報、地図・写真等を市から提供する。市で保有していない写真等を使用する場合や、視覚効果を高めるために必要な場合については、受託者の責任において手配したものを使用すること。
- ④ 写真やイラスト等を使用する際は、著作権者の使用許諾を得ること。また、その費用についても委託料に含めること。
- ⑤ インバウンドの誘客をふまえ、英語版のサイクルマップも作成すること。

(4) 翻訳作業

- ① 英語版については翻訳も行い、必ずネイティブチェックを行うこと。
- ② 校正を2回以上行うこと。

(5) マップの規格等

- ① 刷色 : 両面フルカラー
- ② 折り加工 : サイクリストにとって、持ち運びやすく開閉しやすいもの
- ③ 部数 : 5,000部 (日本語 4,000部・英語 1,000部)
- ④ 言語 : 日本語版・英語版の2言語
- ⑤ その他の内容（サイズ・ページ数や紙質・その他条件）については、業者提案とする。

6 留意事項

(1) 成果品の提出

- ① 受託者は、委託業務終了後、速やかに業務委託実施報告書（様式任意）と併せて成果品を電子データとともに提出すること。
 - ・実施報告書：1部
 - ・マップ（冊子）：5,000部（日本語 4,000部・英語 1,000部）
 - ・マップデータの入った電子記録媒体：1部
- ② 納入日：令和2年3月24日
- ③ 納入場所：静岡市企画局企画課
- ④ 検収条件：検収では、納入物件が本仕様書に記載した要件を満たすかの確認を行う。

(2) 著作権・所有権

- ① 本業務で作成した物の著作権・所有権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なしに加工及び二次利用することができるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識・技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占

的に使用できるものとする。

- ② 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取り扱いについて、ここに記載のない事項については、発注者と受託者で協議のうえ対処することとする。

(3) 個人情報の取り扱い

本業務を実施する上で得られる個人情報がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(4) 委託料の支払いについて

全業務完了後の一括払いとする。

(5) その他

- ① 受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令を遵守しなければならない。
- ② 受託者は、業務遂行の過程で知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。
- ③ 受託者は、業務等を適正かつ円滑に実施するにあたり、委託者と常に密接な連絡を取り、十分な打合せを行うこと。
- ④ 受託者は、業務の実施に当たり仕様書等に疑義が生じた場合、委託者と協議の上対処するものとする。
- ⑤ 本仕様書に定めのない事項については、委託者と都度協議し、その指示を仰ぐものとする。
- ⑥ 成果品に瑕疵があった場合には、受託者は委託者の指示により速やかに修正しなければならない。また、印刷後・配布前に誤りが判明した場合は、正誤表やシール貼付などの対応をし、その費用は受託者が負担するものとする。